

県第百二十六号議案

公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例案を次のように提出する。

平成十八年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

公立大学法人県立広島大学への 職員の引継ぎに関する条例案

公立大学法人県立広島大学への 職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第五十九条第二項の規定に基づき、法第七条の規定により設立する公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎに係る内部組織)

第二条 公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに係る法第五十九条第二項に規定する県の内部組織は、次に掲げるものとする。

一 公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十八年広島県条例第 号)第十二条第二号の規定による廃止前の県立広島大学設置及び管理条例(平成十六年広島県条例第三十九号。以下「旧条例」という。)第一条に規定する県立広島大学(事務局を除く。)

二 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十三号)第二条に規定する広島県立大学

三 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例第二条に規定する県立広島女子大学

四 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例第二条に規定する広島県立保健福祉大学

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。